

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

### 【留意点】担当技術者を複数名配置する業務の留意点

①及び②については説明会で説明しておりますが、③の留意点が追加となっております。ご注意ください。

①競争参加資格確認申請書の提出時に、配置予定管理技術者の候補者を特定出来ない場合は、候補者を3名まで記載することができる。

なお、管理技術者の候補者が複数の場合の評価は、候補者のうち各々の最下位の技術者資格および同種類似実績を評価する。

②同一の配置予定管理技術者を重複して複数の業務に応募または入札参加し、1つの業務を落札したことにより他の業務に配置予定管理技術者を配置出来ない場合の対応。

- ・入札前においては、直ちに申請書および資料の取り下げ、もしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した場合は、指名停止を行うことがある。

1

## 7. 調査設計資料整理業務および 設計積算資料整理業務について

- ・入札後から落札予定者の決定前においては、直ちに配置出来ない旨を担当部局に通知すること。万一落札予定者の決定までに当該通知を行わなかった者に対しては、指名停止を行うことがある。

### 【追加事項 配置予定管理技術者に対する要件】

③同一業務において、同一の配置予定管理技術者が複数の異なる企業から配置予定管理技術者の候補として申請された場合は、その者を配置予定管理技術者として認めない。

2